

平成 26 年 3 月 31 日
地 福 第 2370 号

大阪府知事指定養成研修事業者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長
(公 印 省 略)

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱等の一部改正について

日頃から、本府福祉行政の推進に御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、このたび、大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱及び大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領をそれぞれ一部改正し、平成 26 年 3 月 31 日より施行いたしますので、お知らせいたします。

<送付書類>

- ・別紙 1 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 改正の概要
- ・別紙 2 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領 改正の概要
 - ・大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱新旧対照表
 - ・大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領新旧対照表
 - ・大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 (改正後)
 - ・大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領 (改正後)

※追って大阪府のウェブページに掲載いたします。

URL=<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youkou/nanbyou.html>

問合せ先

大阪府福祉部地域福祉推進室

地域福祉課 事業者育成グループ

三浦、杉森、松本、佐藤

TEL:06-6910-7088/FAX:06-6944-6681

<mailto:chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 改正の概要

<改正の趣旨>

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されたこと及び、大阪府介護員養成研修事業者指定要綱が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

<主な改正点>

1 第4条（指定）関係

研修事業者の指定について、標準処理期間を明記するとともに、指定しない場合の理由付記を行うこと等を定める。

2 第5条（指定の要件等）関係

補講について、研修事業者が自ら実施することができること等を指定の要件に加える。

研修事業に係る情報の開示について、努力義務を定める。

法人の役員等について、暴力団、暴力団員もしくは暴力団密接関係者が含まれている場合は、研修事業者としての指定を行わないこととする。

3 第6条（指定申請の手続き）関係

指定申請時に必要な書類について、見直しを行う。（大阪府介護員養成研修事業者指定要綱に準拠）

指定申請書類が形式上の要件を満たさない場合、補正を求めてなお補正がなされない場合、理由を付した上で申請を却下できる旨を定める。

4 第19条（聴聞の機会）

指定取消し又は指定の効力の停止の処分を行う場合、事業者に対する聴聞を行う旨を定める。

5 第5条2（2）・（7）関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されたことに伴い、引用法令を整備する。

6 その他

必要な文言の整理等を行う。

大阪府大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領 改正の概要

<改正の趣旨>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱の一部改正に伴う改正を行うほか、事務の簡素化及び研修事業者における効率的・効果的な研修事業の実施のため、所要の改正を行う。

<主な改正点>

第2 総論

3 「事業者が遵守すべき基本方針」関係

(2) 受講の受付は開講届を受理された後でなければ行うことができないことを規定する。

(5) 受講申し込み時に本人確認を求めることとし、その方法等を規定する。

(10) 広報の方法について、「難病患者等ホームヘルパー養成研修」であることを明記し、広報等の原稿を保存するよう、規定する。

7 「研修の受託」関係

大阪府及び府内市町村から委託を受けて研修を実施する場合には、学則にその旨を記載すべきことを規定する。

第3 指定の要件

1 研修事業運営のための職員配置

(2) 従来の研修責任者、苦情相談担当者、研修担当者に、課程編成責任者を加える。

4 講義室

(2) 講義室について、自らが所有する場所でない場合、使用承諾書又は契約書の写し等の提出を求めることを規定する。

9 情報の開示

インターネットを活用した情報の公表を行うことを努力義務として規定する。

第5 指定申請手続

事業者指定申請手続に必要な書類一覧

4 要綱第5条の改正に伴い、「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」の提出を求めることを規定する。

5 情報の公表を行う場合、公表情報の内訳等を印刷したものの提出を求めることを規定する。

第7 年間実施計画の届出

「難病患者等ホームヘルパー養成研修年間実施計画書」は、紙媒体と併せて電子媒体での提出を求めることを規定する。

第11 修了証明書等

3 修了証明書の亡失・き損時の対応について

研修の修了者への証明書交付事務については、当該研修事業を廃止した後であっても、法人等が存続する間、その責務を負わなければならないことを規定する。

第13 廃止の届出

2か年度にわたって研修実績がなく、その後も研修実施予定がない事業者については、知事において廃止手続きができることを規定する。